

第2次尾張旭市男女共同参画プラン

平成28年度年次報告書

尾張旭市

目 次

第1部 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」について

| | |
|---------------------------------|---|
| 1 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の概要 | 1 |
| 2 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」施策の体系表 | 2 |
| 3 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の進捗管理・評価の方法 | 3 |

第2部 平成28年度実施状況及び評価

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 重点施策 | |
| 施策2-3 地域防災における男女共同参画の推進 | 5 |
| 施策3-2 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 6 |
| 施策6-1 暴力を未然に防止する仕組みづくり | 8 |
| 2 その他の施策 | |
| 施策1-1 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進 | 10 |
| 施策1-2 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実 | 12 |
| 施策2-1 家庭生活における男女共同参画の推進 | 14 |
| 施策2-2 地域社会における男女共同参画の推進 | 15 |
| 施策3-1 女性の就労機会の拡大 | 16 |
| 施策4-1 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大 | 18 |
| 施策4-2 女性が力を持った存在になることへの支援 | 19 |
| 施策5-1 女性の性や健康に関する理解の促進 | 20 |
| 施策5-2 困難に直面する男女への支援 | 21 |
| 施策6-2 被害者支援の推進 | 22 |
| 3 数値目標と現状数値 | 23 |

第1部 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」について

1 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の概要

(1) 「男女共同参画プラン」策定の経緯

本市では、平成17年3月に市における男女共同参画の方向性を示した「尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、「尾張旭市男女共同参画推進条例」を平成25年12月に制定、平成26年4月に施行し、同条例第10条に基づき、今後の本市における男女共同参画をさらに推進するため、平成27年3月に「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」を策定しました。

(2) 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の基本的な考え方

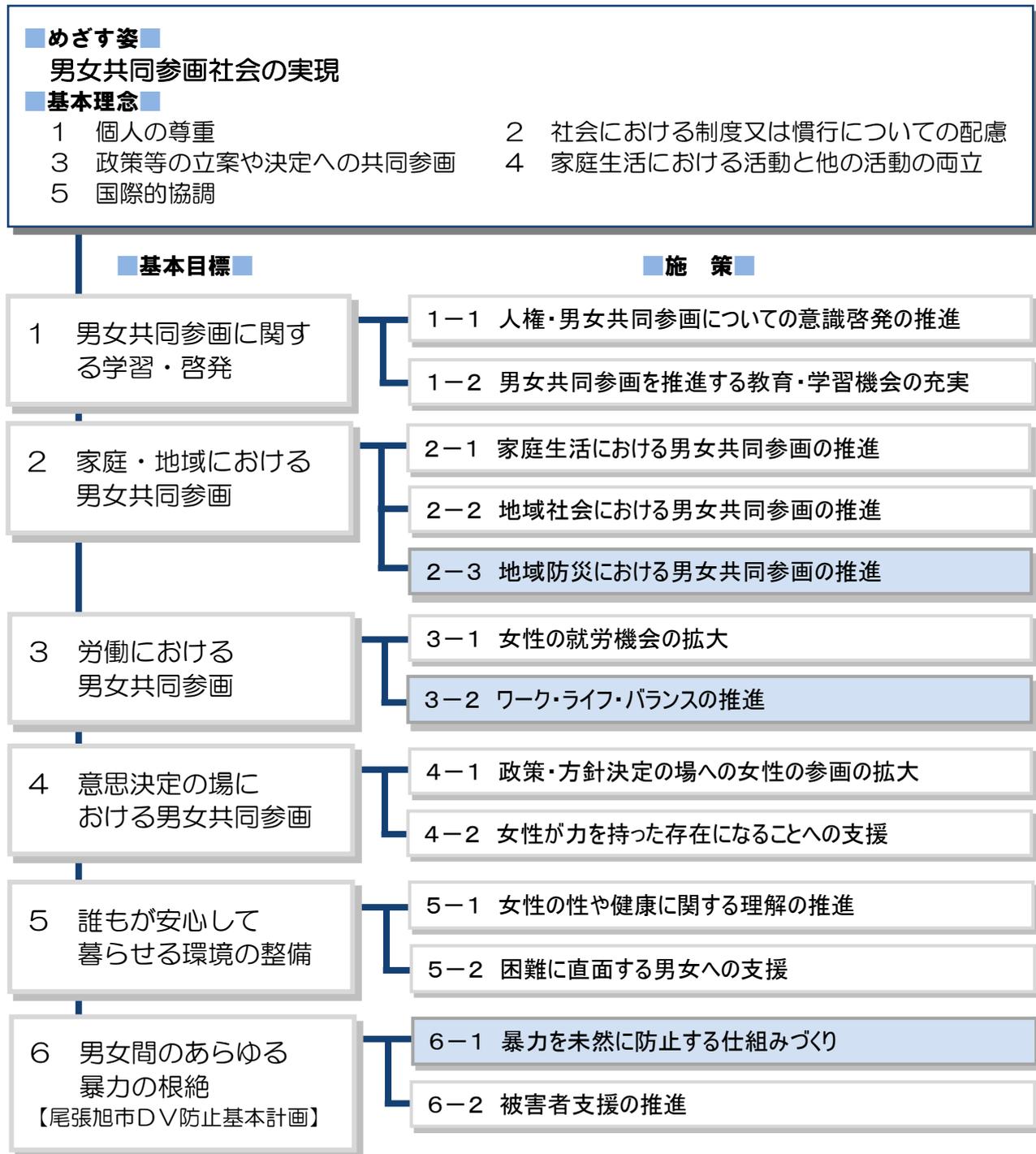
「女だから」「男だから」という理由ではなく、自分の生き方を自分の個性や意欲に合わせて自由に選択し、家庭・地域・職場で男女がお互いに支え合い、喜びも責任も分かち合うことができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。また、「尾張旭市男女共同参画推進条例」に規定する5つの基本理念に基づき、尾張旭市男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することとします。

(3) 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の計画期間

平成27年度（2015年度）から平成36年度（2024年度）までの10年間とします。

ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、平成31年度に中間見直しを行います。

2 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」施策の体系表

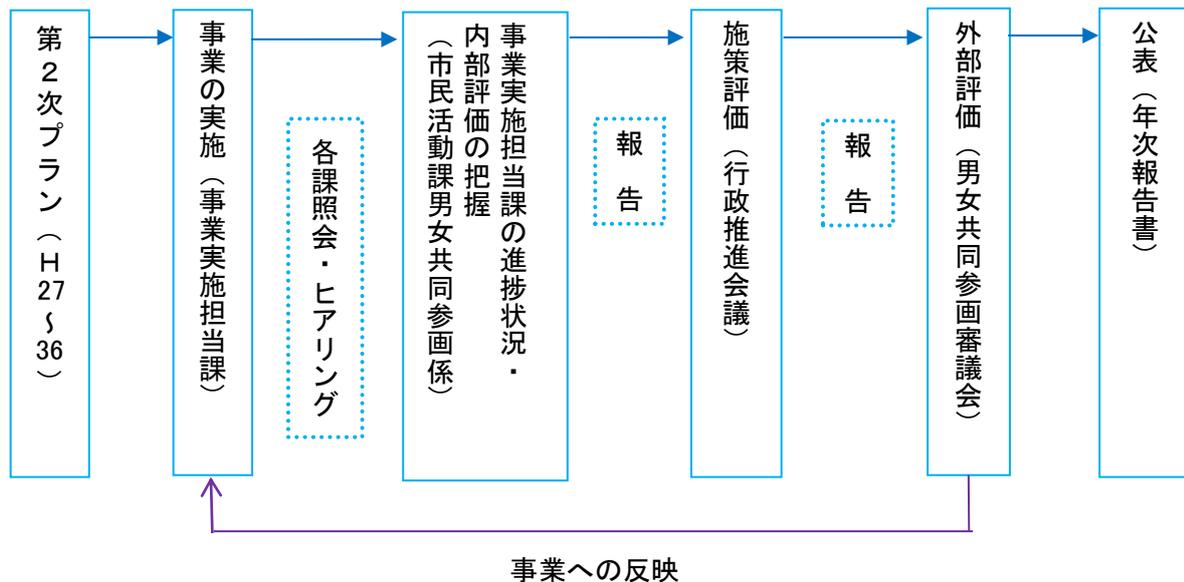


※色つきは重点施策

3 「第2次尾張旭市男女共同参画プラン」の進捗管理・評価の方法

プランに掲げた個々の取組内容の実施状況や、指標の達成状況を毎年度把握・点検・評価し、その結果を次年度以降の事業実施に反映します。また、「尾張旭市男女共同参画審議会」を評価機関に位置づけ、毎年度進捗状況を報告し、チェックを受けることで、市民視点を取り入れたPDCAサイクルを確立します。

1 進行管理・評価の流れ



2 評価の対象及び判定区分等

(1) 評価の対象等

| 区分 | 対象 | 評価年度 | 評価者 | 摘要 |
|------|----------------------------|--------------------|---------------|--|
| 事業評価 | 各事業及び市の推進体制 | 毎年度 | 事業実施担当課 | <ul style="list-style-type: none"> 内部評価を実施し、審議会に報告（重点施策の事業は、審議会にて調査又は審議） 次年度以降の事業に反映 |
| 施策評価 | 各施策 | 毎年度 | 行政推進会議 | <ul style="list-style-type: none"> 内部評価を実施し、審議会に報告 次年度以降の事業に反映 |
| 重点評価 | 重点施策 | 毎年度 | 行政推進会議 審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 内部評価を実施し、審議会に報告 審議会にて外部評価を実施 次年度以降の事業に反映 |
| 総合評価 | 基本目標 第2次プランに規定する6つの基本目標 | 中間見直し年度及び次期プラン策定年度 | 行政推進会議 審議会 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての評価内容を踏まえ、中間見直し（平成31年度）・次期プラン策定過程で評価を実施（平成36年度） 第3次プランに反映 |

(2) 評価判定区分

内部評価(各事業実施担当課、行政推進会議)

【進捗度】 (今後の方向性に沿って、男女共同参画の視点を持ちながら実施できたか)

4 = 十分実施されている

3 = 概ね実施されている

2 = あまり実施されていない

1 = 実施されていない (未着手)

【今後の進め方】

A = 継続 (このまま実施する)

B = 充実 (取組を更に充実する)

C = 拡充 (新たな取組を追加する)

D = 再構築 (取組の抜本的な見直しを行う)

外部評価(審議会)

【進捗度】 (今後の方向性に沿って、男女共同参画の視点を持ちながら実施できたか)

4 = 十分実施されている

3 = 概ね実施されている

2 = あまり実施されていない (不十分)

1 = 実施されていない (未着手)

【今後の進め方】

A = このまま継続すべきである

B = 現在の取組を更に充実すべきである

C = 新たな取組を追加し、より一層取り組むべきである

D = 今後の進め方について、見直しを検討すべきである

第2部 平成28年度実施状況及び評価

1 重点施策

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画

| | | | | |
|---|-------------------------------|--------|------|--------|
| 施策 2-3 | 重点施策 地域防災における男女共同参画の推進 | | | |
| | 内部評価 | | 外部評価 | |
| | 進捗度 | 今後の進め方 | 進捗度 | 今後の進め方 |
| | 3 | B (充実) | 3 | B (充実) |
| <p>【審議結果（外部評価）】 概ね実施されている。現在の取組を更に充実すべきである。</p> <p>○講習会等の開催日時については、広い世代が参加できるよう、引き続き検討していただきたい。今後の防災訓練では、子ども向けブースの設置を予定している等、若い世代の参加が増えるような取組みを進めていることは評価できる。</p> <p>○「女性の視点を防災・減災対策に取り入れるよう呼び掛けた。」とあるが、呼び掛けた後どうなったのかが重要。今後そのような視点を持って取り組んでほしい。</p> <p>○防災は、女性の参加だけでなく、中・高校生等の若い世代の参加も重要である。若い世代へ呼び掛けを行うとともに、講習会等で若い世代が具体的にどの場面で重要となるか等の説明を行っていただきたい。</p> <p>取組みも増えており、徐々に進んでいると評価できるが、今後さらに取組みを充実するべきであるので、評価は「進捗度」が3、「今後の進め方」がBとする。</p> | | | | |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|--------------|-----|----------------------|---|-------|---|-----------|--------------|
| 地域男女防災共同における | 35 | 防災計画策定及び地域活動への女性参画促進 | 市民の生命、身体及び財産を災害から保護すべく、多様な地域住民の意見を反映した地域防災計画の策定や、地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を進めます。 | 災害対策室 | <ul style="list-style-type: none"> 尾張旭市防災会議の委員として、新たに女性委員を2名追加委嘱した。（平成28年11月1日） 自主防災組織打ち合わせ会において、地域の防災役員等に女性を任命することにより、女性の視点を防災・減災対策に取り入れるよう呼び掛けた。（平成29年3月15日） | 3 | B (充実) |
| | 36 | 男女共同参画による災害時活動の実施 | 災害応急対策として、男女のニーズの違いに対応できるよう、男女共同参画の視点に立った避難所の設営及び応急仮設住宅の管理運営を進めます。 | 災害対策室 | <ul style="list-style-type: none"> 愛知県男女共同参画推進課職員を講師として「防災・減災と女性の活躍～日頃の備えから発災後～」をテーマで自主防災組織役員等を対象として防災講習会を開催した。（平成28年7月26日火曜日、参加者：46名） 「移動式赤ちゃんの駅」を計13張購入し、福祉避難所（保健福祉センター）・各指定避難所（小中学校12校）に配置し、災害時等に女性の着替えや授乳スペースとして活用できる環境を整備した。（平成28年10月7日 ※日付は物品の納入日） 男女共同参画の視点を取り入れた「尾張旭市避難所運営マニュアル」の修正作業を実施し、素案が完成した。（平成29年3月15日） | 3 | B (充実) |

基本目標 3 労働における男女共同参画

| | | | | |
|---|-----------------------------|--------|------|--------|
| 施策 3-2 | 重点施策 ワーク・ライフ・バランスの推進 | | | |
| | 内部評価 | | 外部評価 | |
| | 進捗度 | 今後の進め方 | 進捗度 | 今後の進め方 |
| | 3 | B (充実) | 3 | B (充実) |
| <p>【審議結果（外部評価）】 概ね実施されている。現在の取組を更に充実すべきである。</p> <p>○商工会に向けて取組みを行っているが、もっと企業に直接働きかけを行うべきである。また、全体に向けての啓発は、自分のこととして捉えることが難しいため、ターゲットを明確にすると良い。 ○ファミリー・フレンドリー企業については、一般市民に向けても発信し、企業の先進事例を取り上げる等の工夫も必要。 ○育児に関する取組みは行われているが、もっと介護についても取り上げるべきである。</p> <p>実施事業をさらに充実させる必要があるため、評価は「進捗度」が3、「今後の進め方」がBとする。</p> | | | | |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|----------------------|-----|-------------------------|--|-------|--|-----------|--------------|
| 仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備 | 43 | ファミリー・フレンドリー企業の普及・啓発 | ファミリー・フレンドリー企業に関する情報を提供し、企業への普及を促進します。 | 産業課 | 市ホームページで「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の周知を行った。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 市民活動課 | 10月号「商工会だより」において、ファミリー・フレンドリー企業に関する記事を掲載 | | |
| | 44 | 企業に対するワーク・ライフ・バランスの意識啓発 | 多様な働き方が可能な職場環境を実現できるよう、パンフレットの配布などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を企業へ啓発します。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> 愛知県や市内関係部署と連携し、「愛知県内一斉ノー残業デー」の街頭啓発活動を行った（11月16日午前7:00～8:00）。 働き方改革の啓発に関するパンフレットなどを窓口で配布した。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 産業課と連携し、県内一斉ノー残業デーに、尾張旭駅北口にて、啓発活動を実施（11月16日、ポケットティッシュ配布、あさびー着ぐるみによる啓発） 10月号「商工会だより」にワークライフバランスに関する記事を掲載 ワークライフバランスやDV防止を啓発するポケットティッシュを作成（1,000個） 29年度に向けてポスターの作成を検討 | | |
| | 45 | 育児・介護休業制度の定着の促進 | 男女が共に取得できる育児・介護休業制度について、実際に休暇が取得できる環境づくりについての情報を、企業へ提供します。 | 産業課 | 市ホームページと商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 10月号「商工会だより」において、ワークライフバランス及びファミリー・フレンドリー企業について掲載 29年度に向けてポスターの作成を検討 | | |

| | | | | | | | |
|-------------------|--------------|---|---|---|---|-----------|-----------|
| 職場における男女平等についての啓発 | 46 | 男女雇用機会均等法の定着の促進 | 男女雇用機会均等法に対する社会一般の理解を深めるため、男女雇用機会均等月間（6月）に合わせ、広報誌等で、法令の周知や関係機関が実施する講座・セミナーに関する情報提供を行います。 | 産業課 | 市ホームページと商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | ・6月に男女共同参画ニュースを発行し、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント（男女雇用機会均等法関係）についての記事を市ホームページに掲載 ・広報6/15号にて、「男女共同参画週間（6月23～29日）」及び「女性活躍推進法」についての記事を掲載 | | |
| | 47 | 農業・商工業等自営業における男女共同参画の推進 | 男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、関係機関（JA、商工会等）と連携協力し意識啓発に努めるほか、農商工業の女性組織の育成や交流活動を支援します。 | 産業課 | ・市内商工業者に対しては、市商工会を通じて男女共同参画に関する周知依頼を行った。 ・JAあいち尾東と連携し、既存の女性組織に対し意識啓発を行った。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | 10月号「商工会だより」にワークライフバランスに関する記事を掲載 | | |
| ワーク・ライフ・サポーターの充実 | 48 | 託児ボランティア団体への支援 | 子育て中の保護者が、学習活動に参加しやすいよう、託児ボランティア団体を支援します。 | 生涯学習課 | 託児ボランティアトトロの活動を支援し、託児付き講座を開催した。（H28年度11講座） | 3 | A (継続) |
| | | | | 健康課 | 託児ボランティアを統括している子育て支援センターへ情報提供を行う等、こども課と協力して支援した。 | | |
| | | | | こども課 | ・子育て託児ボランティア会議を開催した。 ・子育て支援センター、ファミリーサポートセンター15回、健康課6回の託児依頼事業の実施の支援した。 | | |
| | 49 | ファミリー・サポート・センターの充実 | 保護者が地域活動や行事に参加する際に、援助会員が子どもを預かることができるファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 また、男性・女性共に参加しやすいよう、土曜日にも登録説明会を開催します。 | こども課 | ・会員登録説明会を6回開催した。（各回の曜日を変え、参加しやすくしている。月曜火曜各2回、金曜土曜各1回、10：00～11：00） ・会員のスキルアップのため、講習会を開催した。（年2回、平日午前） | 3 | A (継続) |
| | 50 | 放課後児童クラブの充実 | 保護者が就労などにより昼間家庭にいない場合などに、指導員のもと、小学生の授業後の生活の場を提供します。 利用者の拡大や高学年のニーズにも対応できるよう、施設改修や指導員の確保を進めます。 | こども課 | ・公立9クラブ、民間6クラブ（委託事業）で放課後児童クラブを実施した。 ・瑞鳳・渋川児童クラブ（児童館共）に指定管理者制度を導入し、午後7時まで時間延長を実施した。 | 3 | B (充実) |
| 51 | 病児・病後児保育の充実 | 病期中、あるいは病気の回復期のため、児童が保育園・幼稚園・小学校などに通えなかったり、保護者の都合で保育できなかったりする場合に、児童を施設で一時的に預かります。 | 保育課 | ・医療法人あらかわ医院に事業を委託した。 ・0歳から9歳までの病期中、あるいは病気回復期の児童を保護者が保育できない場合に実施した。 | 3 | A (継続) | |
| 52 | 多様な保育ニーズへの対応 | 保護者の就労形態に応じた多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育や休日保育などを拡充します。 | 保育課 | ・延長保育を公立保育園で9園実施した。 ・休日保育を保育所てんとう虫で実施した。 ・サポート保育を公立保育園で8園実施した。 | 3 | A (継続) | |

基本目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶【尾張旭市DV防止基本計画】

| | | | | |
|---|------------------------------|--------|------|--|
| 施策 6-1 | 重点施策 暴力を未然に防止する仕組みづくり | | | |
| | 内部評価 | | 外部評価 | |
| 進捗度 | | 今後の進め方 | 進捗度 | |
| 3 | | C (拡充) | 3 | |
| <p>【審議結果（外部評価）】 概ね実施されている。新たな取組を追加し、より一層取り組むべきである。</p> <p>○DV防止啓発カードは、女性用トイレだけでなく、男性用トイレにも設置するべきである。また、庁舎内以外にも市内のスーパーや大学等に設置を依頼し、より多くの市民の目に付くようにしてはどうか。 ○DVは若い世代が注目されがちであるが、高齢者も悩まれている方は多くいる。各関係機関と連携し、支援していくべきである。 ○性犯罪防止の取組みは、中・高校生に向けても実施できないか。警察と連携した講座を中学生向けに実施する、学校のトイレにチラシやカードを設置する等、新たな取組を検討していただきたい。</p> <p>評価が難しい施策である。より取組みを拡充してほしいという思いから、評価は「進捗度」が3、「今後の進め方」がCとする。</p> | | | | |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|----------------|-----|-----------------------------|---|-------|---|-----------|--------------|
| DVの防止に向けた意識の啓発 | 66 | DV、セクシュアル・ハラスメントなど暴力防止の意識啓発 | 広報誌・ホームページへの掲載、講座の参加者へのチラシ等の配布、公共施設の窓口へのチラシの設置、及び人権週間との連携推進により、暴力防止の意識啓発を図ります。 | こども課 | ・チラシ・ポスターの掲示や、関係各課、授乳室等にリーフレットを設置した。 ・また広報・ホームページによる相談窓口の掲載を行い、意識啓発を行った。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | ・人権週間において人権擁護思想の啓発を実施（人権教室、街頭啓発等） ・庁舎内女子トイレ及び市民活動課窓口にDV防止啓発カードを設置 ・12月号「商工会だより」において、職場におけるセクハラ対策について掲載 ・ワークライフバランスやDV防止を啓発するポケットティッシュを作成（1,000個） | | |
| | | | | 産業課 | ・商工会だより12月号で、職場におけるセクシャルハラスメント対策について周知した。 ・市ホームページと商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | | |
| | 67 | DV防止法など各種法規の啓発 | 広報誌・ホームページへの掲載、公共施設の窓口へのチラシの設置等により、DV防止法、ストーカー規制法、男女雇用機会均等法（セクシュアル・ハラスメントの防止）など法規に関する情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、被害者が救済される手だてについての認識を広げます。 | こども課 | ・チラシ・ポスターの掲示や、関係各課、授乳室等にリーフレットを設置した。 ・また広報・ホームページによる相談窓口の掲載を行い、意識啓発を行った。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | ・庁舎内女子トイレ及び市民活動課窓口にDV防止啓発カードを設置 ・12月号「商工会だより」において、職場におけるセクハラ対策について掲載 ・6月に男女共同参画ニュースを発行し、マタニティハラスメント、パタニティハラスメント（男女雇用機会均等法関係）についての記事を市ホームページに掲載 | | |
| | | | | 産業課 | 市ホームページと商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | | |

| | | | | | | | |
|-------------------------------|----|------------------|--|---------------|---|---|-----------|
| 女性の 人権擁護の ための 仕組みづくり | 68 | 相談体制・救済ネットワークの充実 | 関係機関（愛知県の女性相談センター、市の相談窓口、人権擁護機関、警察など）との連携を強化して、暴力の防止、被害者の救済体制の充実を図ります。 | 市民活動課 こども課 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員による人権こまりごと相談を実施（第2火曜 10：00～12：00、第4火曜 13：00～15：00） ・弁護士による法律相談を実施（第1・2・3金曜日 13：30～15：50） ・DV被害の相談を受け、愛知県女性相談センター、警察と連携し、被害者の身の安全を守るため、速やかに一時保護体制を図っている。 ・日頃から関係機関と情報共有を図っている。 | 3 | A (継続) |
| | 69 | 性犯罪防止の取組 | 暗がりを少なくする防犯灯の設置や維持管理に対する補助、地域防犯パトロールに対する支援、防犯講座や広報誌による啓発活動を行います。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会等から申請される防犯灯の設置及び維持管理に対し、随時補助を実施 ・地域自主防犯パトロール隊に対し、物品の支援を実施 ・犯罪防止のため、守山警察署と連携し、防犯講座（小学生・高齢者対象）及び防犯啓発活動（駅周辺・市役所）を実施 | 3 | C (拡充) |

2 その他の施策

基本目標 1 男女共同参画に関する学習・啓発

| | |
|-----------|-----------------------|
| 施策 1-1 | 人権・男女共同参画についての意識啓発の推進 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|--------------------|-----|-----------------------|--|-----------------------------|--|-----------|--------------|
| 男女共同参画に関する広報・啓発の推進 | 1 | 広報誌、情報誌、ホームページなどによる啓発 | 男女共同参画の理念や目的について、広報誌、情報誌、ホームページ等あらゆるメディアを活用して啓発します。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画ニュース発行（年3回、市ホームページに掲載） 広報6/15号に男女共同参画についての記事を掲載 | 3 | A (継続) |
| | 2 | 男女共同参画週間・月間を活用した啓発 | 国の男女共同参画週間（毎年6月23日から29日まで）、愛知県の男女共同参画月間（毎年10月）等に合わせ啓発を行い、男女共同参画の理解を促進します。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 広報6/15号において、週間に関する記事を掲載 コミュニティビジョンにおいて啓発（6月19日～29日） | 4 | B (充実) |
| | 3 | 男女共同参画推進条例の普及・啓発 | 男女共同参画に関する市民の意識を醸成するため、「尾張旭市男女共同参画推進条例」について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進条例の解説版となる子ども向け啓発誌を作成し、市内小中学生（小4～中3）へ配布（約5,000部） 上記啓発誌を市ホームページに掲載 健康フェスタにおいて、条例の概要版の配布を実施 男女共同参画推進フォーラムにおいて、条例の概要パネルを展示 | 4 | A (継続) |
| | 4 | 人権週間との連携推進 | 毎年12月4日から10日までの「人権週間」に、人権擁護委員による小・中学校での人権教室の開催、街頭での啓発及び啓発横断幕の掲示等、人権尊重思想の普及・高揚を図る活動を行います。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> バロー城山店において、啓発物品の配布、あさびや着ぐるみによる啓発を実施（対象者約200名） 市内小学校において、人権擁護に関するDVD等を使用した授業を実施（6校 672名） 市役所を呼び体育館周辺において、のぼり旗6本を掲示 | 4 | A (継続) |
| | 5 | 相談員への男女共同参画の視点の周知 | 男女共同参画の考え方を踏まえて相談を実施できるよう、人権こまりごと相談、青少年の悩みごと相談、子ども・子育て、労働など、市民相談に関わる相談員に、情報提供を行います。 | 市民活動課 産業課 こども課 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会において、人権こまりごと相談員（人権擁護委員）が副会長を務めている。 男女共同参画社会推進ボランティア会長が人権こまりごと相談員（人権擁護委員）を務めている。 愛知県尾張県民事務所から派遣される相談員が、市役所市民相談室で月1回（第3木曜日、予約制）の労働相談を実施（年間実績：6件） 知識習得を図るため、愛知県家庭相談員連絡協議会主催の研修会を年数回受講した。 <ul style="list-style-type: none"> 相談員である職員は、男女共同参画の視点を持って相談に応じている。 積極的に男女共同参画職員研修に参加した。 | 4 | A (継続) |

| | | | | | | | |
|---------------------|---------------|---|--|--|---|-----------|-----------|
| 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 | 6 | 関連書籍等の充実、貸出し | 男女共同参画に関する書籍等（一般書、児童書、視聴覚）の収集、閲覧及び貸出しを行い、情報を提供します。 | 図書館 | 男女共同参画に関する書籍等の収集、閲覧及び貸出しを実施した。 | 4 | B (充実) |
| | 7 | 講座・大会等の情報収集・提供 | 本市や近郊の地域で行われる男女共同参画に関する講座や大会等の情報を収集し、広報誌や情報コーナー等で提供します。 | 市民活動課 | ・男女共同参画講座及びフォーラムについての案内を広報誌に掲載（年3回） ・男女共同参画ニュースにおいて、講座及びフォーラムの概要を掲載（年3回） | 4 | A (継続) |
| | 8 | 国際的・全国的な動向に関する情報収集・提供 | 男女共同参画に関する国際的・全国的な動向やデータ等の情報を収集し、ホームページや情報コーナー等で提供します。 | 市民活動課 | ・男女共同参画ニュースにおいて、国の動向等を掲載（年3回） ・6/15号広報において、女性活躍推進法の全面施行（4/1～）に関する記事を掲載 ・職員研修において、全国的な動向について説明（受講者103名） | 4 | A (継続) |
| 男女共同参画を阻害する慣行の見直し | 9 | 広報誌など行政情報誌の点検、見直し | 広報誌、各種PR冊子等の印刷物、ホームページの内容やデザイン等について、社会的・文化的に形成された性別や男女共同参画の視点で作成・点検します。 | 市民活動課 | ・広報記事や啓発誌、講座等のチラシは、常に男女共同参画の視点をもって作成した。 ・情報発信を行う際は、男女共同参画の視点をもった作成及び確認を行うよう、各課等に向けて通知した。 | 4 | A (継続) |
| | | | | 情報課 | 広報誌、各種PR冊子等の内容やデザインについて情報課、市民活動課で打ち合わせを行い、作成・点検した。 | | |
| | 10 | 例規の制定・改廃時の点検 | 例規審査委員会において、例規の制定及び改廃の審査を行う際に、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検します。 | 行政経営課 | 平成28年度中に、92件の例規審査を行った。その際、男女共同参画を阻害する表現や規定がないかを点検しつつ審査を行った。 | 4 | A (継続) |
| | 11 | 容姿・性別等に価値をおく施策等の禁止 | ミスコンテストなど主に容姿によって女性を選別するような施策・イベントを、本市で実施しないとともに、市民や企業にも働きかけます。 | 市民活動課 | 容姿・性別等に価値をおく施策・イベントは実施していない。 | 3 | B (充実) |
| 12 | ユニバーサルデザインの導入 | ユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共空間でデザイン・表示の配慮を実施します。また、多機能トイレの設置、授乳やオムツ替えの場所・設備の確保など、男女が共に育児、介護に関わることができるよう施設の改善を図ります。 | 財産経営課 | スカイワードあさひ2階市民情報フロアの改修工事により、授乳コーナーを設置した。（3ブース、椅子、物置き台設置） | 3 | A (継続) | |
| | | | 生涯学習課 | ・中央公民館の館内案内をする際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、配慮した上で表示等を行った。 ・スカイワードあさひ8階の天体観測室への入り口階段をスロープにした。 | | | |
| | | | 教育行政課 | 東栄小学校大規模改造工事にて昇降口にスロープを整備した。 | | | |
| | | | 文化スポーツ課 | ユニバーサルサービスの推進に努め、利用者のニーズに対応した接客や教室を実施した。 | | | |
| メディアにおける女性の 人権尊重 | 13 | 性の商品化の防止に向けた取組 | 売買春、出会い系サイトをはじめ、性の商品化の問題について、市民、地域や学校に呼びかけるとともに、関係機関との連携を強化します。 | 市民活動課 | ・地域や学校に対して常に問題を意識してもらうよう呼びかけた。 ・夏祭り、市民祭などのイベントで啓発に努めた。 ・市広告掲載基準においても規制している。 | 3 | B (充実) |
| | 14 | 青少年への有害図書等の実態把握 | 県青少年保護育成条例に基づき、青少年に有害な図書等の販売について、地域からの情報提供がある場合には、尾張旭市少年センターが実態把握を行います。 | 市民活動課 | ・有害図書等の自動販売機の設置について市内を調査した結果、設置は確認できなかった。 ・青少年に有害な図書等の店舗については通報が無かったが、パトロールでの発見や市民から通報が入り次第、店長に看板等の設置について配慮するよう指導する。 | 4 | A (継続) |
| | 15 | メディア・リテラシーを高める学習機会の提供 | メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を高める講座など学習機会の提供を図ります。そのなかで、男女の固定的な性別役割分担意識、性の商品化、性暴力に通じる表現等の影響について取り上げます。 | 市民活動課 | ・小中学生を対象に実施したワークショップにおいて、メディアからの情報の影響等について取り上げた（10月、11月 市内2校 旭小5年58名 西中2年75名） ・市ホームページにおいて、メディアリテラシーについて掲載（男女共同参画ニュース、用語集） | 4 | A (継続) |

基本目標 1 男女共同参画に関する学習・啓発

| | |
|-----------|-----------------------|
| 施策 1-2 | 男女共同参画を推進する教育・学習機会の充実 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | A (継続) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|-----------------------|-----|----------------------|--|-------|---|-----------|--------------|
| ① 学校教育・保育等における男女平等の推進 | 16 | 教職員・保育士等向けの研修 | 教職員や保育士等が、男女共同参画の考え方を正しく理解し、学校等の教育・保育現場に活かすための研修を行います。 | 教育行政課 | 初任者研修において、男女共同参画について教育長の講話や講師による研修を実施している。教員向けに、LGBTについて研修を実施し理解に努めている。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 保育課 | 保育士が研修に参加した。 | | |
| | 17 | 教職員・保育士等による研究の推進 | 男女平等の意識、人権の尊重への理解を深めていくための方策やカリキュラムの点検と改善策を検討します。 | 教育行政課 | 男女平等や異性を尊重することについて、家庭科や社会科、道徳の授業などを通じ、子どもたちへ伝えていけるよう授業研究をしている。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 保育課 | 日常業務において、常に実施した。 | | |
| | 18 | 教職員・保育士等による研究の推進 | 教材、呼称、進路指導、行事等で、不必要な性別による分類等がないか点検し、人が人として育つ環境を整えます。 | 教育行政課 | 他市町に先がけて、男女混合名簿や中学校体育の共修を進めており、不必要な性別による分類等がないようにしている。 | 4 | A (継続) |
| | | | | 保育課 | 日常的に実施している。保育園での呼称は男女とも「さん」で統一している。 | | |
| | 19 | 学校・保育園等における慣行・教材等の確認 | 家庭・学校での男女平等の意識の醸成への協力について、PTA・保護者会・各種行事などを通じて働きかけます。 | 教育行政課 | 男女平等について各校で進められている教育について、学校だよりやHPで紹介している。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 保育課 | 具体的な働きかけはないが、行事等を通じて、考え方は示している。 | | |
| | | | | 生涯学習課 | 生涯学習フェスティバルで、MGDコンサートと男女共同参画フォーラムをオープニング事業として実施した。(参加者700名) | | |
| 子どもに対する男女共同参画の意識の醸成 | 20 | 多様な分野への進路指導 | 小・中学生に対して、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。 | 教育行政課 | 性差に限らず、本人や保護者の意向十分に反映させた進路指導を推進している。 | 3 | A (継続) |
| | 21 | 小・中学生を対象とした出前講座の実施 | 子どもの頃から性別にとらわれない意識を醸成し、男女共同参画の視点を定着させるため、ジェンダーなどについての啓発出前講座を実施します。 | 市民活動課 | ・教員初任者研修閉講式において説明(受講者12名) ・小中学生を対象に、授業の一環として市職員によるワークショップを実施(市内2校 旭小5年58名 西中2年75名) | 4 | A (継続) |

| | | | | | | | |
|---------------------|----|--------------------------------|---|----------------------------------|---|---|-----------|
| 生涯学習における男女共同参画学習の充実 | 22 | 男女共同参画講座の実施 | 男女共同参画社会について、広く市民に啓発するとともに、男女共同参画に関する理解を深めるため、市民を対象に講座を開催します。 | 市民活動課 | <p>各種講座等を開催（他課との連携含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画講座（年3回） <ul style="list-style-type: none"> 1、2回目：土曜午後1：30～3：30 参加者：1回目21名 2回目16名 3回目：土曜午前10：00～11：30 参加者：27名 防災講演会（複数回のうち1回を男女の視点で実施） <ul style="list-style-type: none"> 火曜午後2：00～5：00 参加者：自主防46名 男女共同参画推進フォーラム（生涯学習フェスティバルオープニングイベント第2部として落語・講演を実施） <ul style="list-style-type: none"> 土曜午後1：30～3：30 参加者：700名 | 4 | A (継続) |
| | 23 | 各種講座・セミナーにおける男女共同参画の配慮【各講座担当課】 | 各種講座等の運営にあたり、男女が共に出席しやすい日時に講座を設定します。また、受講者に対して、講座での役割分担、配席、受講者名簿の順番等において男女の差別なく取り扱うよう留意します。 | 生涯学習課 産業課 文化スポーツ課 市民活動課 | 講座は男女がともに参加し易い日時に設定している。受講者は受付順に取り扱うなど、特に男女の差別なく運営している。 創業セミナーの開催（9～10月の火曜日午後、5回中延べ参加者数：男25人、女30人） 講座の受講名簿は、男女別ではなく、申し込み順で整理した。 ・講座及びフォーラムにおいて、託児を実施（託児計4名） ・フォーラムにおいて、手話通訳及び要約筆記を実施 | 4 | A (継続) |

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画

| | |
|-----------|-------------------|
| 施策 2-1 | 家庭生活における男女共同参画の推進 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|---------------------|------------------------|---|---|--|---|-----------|--------------|
| 家事・育児・介護への男女共同参画の推進 | 24 | 各種介護講座等への男性参加の推進 | 男女が協力して介護を行えるよう、各種介護講座等への男性の参加を働きかけます。 | 長寿課 | <ul style="list-style-type: none"> 特に男性に特化して参加を働きかけてはならず、男女わけ隔てなく参加を促している。 介護予防教室や介護予防だよりを広報に掲載している。 | 3 | A (継続) |
| | | | 福祉課 | 18歳未満の障がいのある子どもとその保護者を対象としたほほえみ広場（バスハイキング）を実施した。父親も参加しやすいよう実施日を日曜日に設定した。 実施日：平成28年9月25日（日） 参加人数：43名（うち父親6名） | | | |
| | 25 | 男性向け家事講座の開催 | 男女が協力して家事を行えるよう、料理などの家事講座は男性でも参加しやすい内容となるよう努めます。 | 生涯学習課 | 市民から講師を募集する市民塾や、地区公民館で実施する地域ふれあい講座で料理教室を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 市民塾（1講座・土曜日） 地域ふれあい講座（13講座） | 3 | A (継続) |
| 26 | 保健事業における父親・母親の子育て参加の推進 | パパママ教室の父親の参加日、乳幼児健康診査時の健康教育等で、家族が協力して育児をすることを推奨します。また、父母共に母子健康手帳の内容を理解することを啓発します。 | 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> パパママ教室への父親の参加を促進するため、教室を土日に開催（年6回）し、夫婦での参加を進めている。 母子健康手帳交付時に、父子手帳も交付し、妻の妊娠・出産時の夫の支援や子育てへの参加についての知識の普及・啓発を図った。 | 4 | A (継続) | |
| 男女平等の家庭教育の推進 | 27 | 子育て支援講座等における男女共同参画の啓発 | 家庭内における固定的な性別役割分担意識を解消するため、保護者向けの子育て講座、育児グループ支援等で、男女が協力して子育てをすることの重要性を啓発します。 | こども課 | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターにて子育て支援講座「すくすく講座」を28回開催した。 グループ支援事業として毎月「赤ちゃんサロン」「1歳誕生会」、隔月「Let's産後ケア」等を開催した。 | 3 | B (充実) |
| | 28 | 家庭教育関係講座等への男性参加の推進 | 子育てや親子のふれあいなど家庭教育に関する講座等に、多くの男性が参加しやすいよう、開催日時等を工夫します。 | こども課 | 児童館行事では、土曜日を利用して「こどもまつり」、「もちつき会」などを実施した。 | 3 | A (継続) |
| | | 生涯学習課 | 男性も参加し易い内容の親子教室を開催し、家庭教育への参加を促した。 <ul style="list-style-type: none"> 親子ものづくり教室（日曜） 親子化石教室（夏休み） 親子で万華鏡をつくろう教室（夏休み） 親子天体観測教室（夜間） | | | | |

基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画

| | |
|-------------------|--------------------------|
| 施策 2-2 | 地域社会における男女共同参画の推進 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|----------------------------|-----|----------------------------|--|----------------|---|-----------|--------------|
| 男女が地域活動・行事に参加しやすくなるための条件整備 | 29 | 市民団体への啓発 | 様々な市民団体の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女共に参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 地域活動を行うきっかけとなる講座や相談事業において、子ども連れの参加を可とした。 市民活動促進助成金の選考や中間報告会の開催日を土曜日に設定した。 | 3 | A (継続) |
| | 30 | 自治会等への啓発 | 自治会等の活動や行事において、企画段階から男女平等の視点を持ってなされるよう働きかけます。また、男女が共に参加しやすいような時間・場所に配慮をするよう働きかけます。 | 市民活動課 | 自治会等活動促進助成金の選考や中間報告会の開催日について、参加しやすい土曜日に設定した。 | 3 | A (継続) |
| | 31 | 定年退職者向け地域活動の紹介 | 地域活動の情報を収集し、定年退職者等に紹介することにより、地域活動・行事に参加しやすい環境をつくり、地域活動の活性化を図ります。 | 長寿課 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> シニアクラブ加入促進活動への支援を行った。 増員活動（カラオケ大会）の支援等を実施した。 翌年度から新たに校区担当職員として配属される定年退職者に対して、情報共有を図った。 | 3 | A (継続) |
| 地域活動における男女共同参画の推進 | 32 | 自治会等での重要な役職への女性の登用の働きかけ | 自治会など地域の団体に対して、役員選定の際、性別にとらわれることのない登用を働きかけます。 | 市民活動課 | 防災講演会において、地域防災組織に女性役員が入ることの重要性について説明した（災害対策室 連携 火曜午後2:00~5:00 参加者 自主防災組織役員等46名） | 3 | B (充実) |
| | 33 | 性別にとらわれないPTA活動等への参加啓発 | PTA役員や学校評議員において、性別にとらわれない参加の啓発に努めます。 | 生涯学習課 教育行政課 | 実務を担う母親代表を女性が、PTA会長を男性が務めることにより、男女双方のPTA活動への参加が確保されている。 学校評議員の内、女性が21名、男性が25名、各学校男女1名以上が務めている。 | 3 | A (継続) |
| | 34 | 大会や競技会等における固定的な男女の役割分担の見直し | 大会や競技会等の準備段階から、性別により業務の役割を区別しないようにするなど、地域活動における男女共同参画の推進を図ります。 | 市民活動課 | 性別による役割区分がされないよう啓発に努めている。 | 3 | A (継続) |

基本目標 3 労働における男女共同参画

| | |
|-------------------|-------------------|
| 施策 3-1 | 女性の就労機会の拡大 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|--------------|------------------|---|--|--|--|-----------|--------------|
| 女性の職業能力開発の支援 | 37 | 職業能力向上を図る各種研修の情報提供 | 女性が働く意欲を高め、その能力を十分に発揮できるよう、関係機関と連携し、必要な情報提供に取り組みます。 | 産業課 | 愛知県の労政担当、市商工会、ハローワーク瀬戸などと連携して、女性の就業促進に関する取り組みについて周知を図った。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の起業セミナー開催チラシ等をカウンターに設置した。 10月号「商工会だより」において、ワークライフバランス及びファミリー・フレンドリー企業について掲載 29年度に向けて啓発ポスターの作成を検討 | | |
| 多様な働き方の条件整備 | 38 | 事業主等に対する女性の職種・職域拡大の啓発 | 企業と就労者に対し、パンフレット等を通じて女性の職種・職域拡大の必要性を啓発します。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> 公共施設窓口などにパンフレット等を設置し、女性の職種・職域拡大の必要性を啓発した。 市ホームページで情報提供するとともに、市商工会と連携し、各種啓発などを行った。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 10月号「商工会だより」において、ワークライフバランス及びファミリー・フレンドリー企業について掲載 29年度に向けて啓発ポスターの作成を検討 | | |
| | 39 | 事業主等への多様な就業形態、再雇用制度等の情報提供 | 女性が能力を発揮しやすい環境整備が図られるよう、多様な就業形態（フレックスタイム制、在宅勤務制等）や事例について情報提供を行うほか、子育て後に、経験を活かせる職場に復帰できるよう、再雇用制度の普及啓発を図ります。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> 「あいちライフ・ワーク・バランス推進運動」や「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の取り組みについて、市ホームページから案内した。 市ホームページと商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 10月号「商工会だより」において、ワークライフバランス及びファミリー・フレンドリー企業について掲載 29年度に向け啓発ポスターの作成を検討 | | |
| 40 | パートタイム労働法等の法令の周知 | パートタイム労働者等の労働条件の向上を促進するため、パートタイム労働法等関連法規の広報・啓発活動を推進し、周知を図ります。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> 非正規雇用者の雇用安定や処遇改善に関する国の取り組みについて、市ホームページから案内した。 商工会だより11月号で、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正について周知した。 | 3 | B (充実) | |
| | | | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> 10月号「商工会だより」において、ワークライフバランス及びファミリー・フレンドリー企業について掲載 29年度に向けて啓発ポスターの作成を検討 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------|----|----------------|---------------------------------------|-------|---|---|-----------|
| 女性の再就職や起業への支援 | 41 | 就業支援機関の情報提供・紹介 | 女性の就職・再就職活動を支援するため、情報の提供や相談先の紹介を行います。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク瀬戸と共同設置している地域職業相談室を市役所別棟に移転し、尾張旭市ふるさとハローワークとして開設（平成28年3月）。男女分け隔てなく、求人情報の提供や就職支援を行った。 ・あいち子育て女性再就職サポートセンター（ママ・ジョブ・あいち）の周知に努めた。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | 直接問合せ等はなかったが、チラシを掲示するとともに、関係各課へ情報を提供した。 | | |
| | 42 | 起業支援情報の提供 | ウィルあいちが行う女性の起業相談など起業支援情報の提供を行います。 | 産業課 | <ul style="list-style-type: none"> ・尾張旭市創業支援事業計画の認定を受け、市商工会や連携金融機関に相談窓口を設置するとともに、創業セミナーを開催（5回、9～10月の火曜日午後、延べ参加者数：男25人、女30人）。 ・関係機関が実施する「創業プラザあいち」や「女性創業セミナー」などの起業支援情報を積極的に発信した。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | チラシを掲示するとともに、関係各課へ情報を提供した。 | | |

基本目標 4 意思決定の場における男女共同参画

| | |
|-------------|---------------------|
| 施策 4-1 | 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|-------------------------|-----|--|--|-------|---|-----------|--------------|
| 市が設置している審議会等への女性委員の登用推進 | 53 | 市が設置している審議会等への女性委員の積極的な登用、どちらか一方の性に偏らない委員の登用 | 市が設置している審議会等の委員の女性登用率の目標を設定し、その実現に取り組みます。 また、すべての委員会の委員がどちらか一方の性に偏らないように努めます。 | 人事課 | 委員改選時等に附属機関担当課から委員調整の協議がある際に、附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第4条に定める女性委員比率に適合するよう回答した。 | 3 | A (継続) |
| | | | | 市民活動課 | 男女共同参画審議会は、男女の偏りがないう委嘱している（12名中、女性7名男性5名） | | |
| | | | | 環境課 | 環境審議会委員の改選により、女性登用率が向上した。（男性9名、女性3名） | | |
| | | | | 都市計画課 | ・市が設置している「尾張旭市都市計画マスタープラン庁内推進会議委員」において、全委員9人中3人（約3割）の女性委員を選任した。 ・市が設置している「都市計画審議会」において、全委員13人中4人（約3割）の女性委員を選任した。 | | |
| | | | | 保険医療課 | 尾張旭市国民健康保険運営協議会委員への女性委員を積極的に登用した。（男性7名、女性8名） | | |
| | | | | 生涯学習課 | 公民館運営審議会委員の委嘱について、どちらか一方の性に偏らないように努めた。（男性7名、女性6名） | | |
| 女性の管理職への登用推進 | 54 | 企業・団体等に対する重要な役職への女性の登用の啓発 | 民間企業や団体等において、女性を管理職や代表者へ登用することにより、女性がより意思決定の場へ参画できるよう啓発に努めます。 | 産業課 | 創業セミナーでは、講師とゲストに女性経営者をお招きし、女性目線の内容を盛り込んだ。（創業セミナー5回中1回 参加者：女性6名、男性5名） | 3 | B (充実) |
| | | | | 市民活動課 | ・広報6/15号にて、「政策などの立案、決定への共同参画」を基本理念のひとつとする、男女共同参画基本法を紹介。また、「尾張旭市女性職員の活躍促進のための特定事業主行動計画」策定を紹介し啓発 | | |
| | 55 | 女性職員の管理職等への登用 | 尾張旭市人材育成基本方針に従い、女性職員の能力開発を進めるとともに、管理職への積極的な登用に努めます。 | 人事課 | ・女性職員を自治大学校第1部・第2部特別課程へ派遣するなど能力開発を進めた。 ・管理監督者への積極的な登用に努め、定期人事異動に反映した。 | 3 | A (継続) |
| | 56 | 女性教員の管理職への登用 | 女性教員の管理職への積極的な登用に努めます。 | 教育行政課 | 他市町と比較しても、女性の管理職への積極的な登用に努めている。 | 4 | A (継続) |

基本目標 4 意思決定の場における男女共同参画

| | |
|-----------|---------------------|
| 施策 4-2 | 女性が力を持った存在になることへの支援 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | A (継続) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|---|-----|----------------------|--|-------|--|-----------|--------------|
| 女性 メン トエ ン の 推 進 パ ワ ー | 57 | 市民活動リーダーの育成 | 各種審議会や自治会役員など政策決定や意思決定の場に参画する女性を増やすため、女性リーダー育成セミナー等の情報提供を通じ、女性リーダーの育成を推進します。 | 市民活動課 | <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県男女共同参画人材育成セミナーに受講生を派遣(1名) ・平成29年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講候補者を広報、市ホームページで募集 | 3 | A (継続) |
| | 58 | 女性のロールモデルの発掘と活動事例の紹介 | 様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供を推進します。 | 市民活動課 | 作成した子ども向け啓発誌において、男性が多い部署で働く女性職員のインタビュー記事を掲載(28年度は5,000部を小4～中3に配布、市ホームページに掲載) | 3 | A (継続) |

基本目標 5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

| | |
|-----------|------------------|
| 施策 5-1 | 女性の性や健康に関する理解の促進 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | B (充実) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|------------------|---|--------------------|--|-------|---|-----------|--------------|
| 妊娠・出産に関わる保健施策の充実 | 59 | 母体保護の普及・啓発 | パパママ教室、女性の健康診査事後教室、乳幼児健康診査時における教育内容などを充実し、妊娠期や出産における母体保護に関する知識の普及・啓発を図ります。 | 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ミニママ教室及び窓口での母子・父子健康手帳の交付時、パパママ教室・乳幼児健康診査時の個別指導や健康教育時に妊娠期や出産後の母体保護に関する知識の普及・啓発を行った。 ・18～39歳の市民を対象にしたヤング健診・結果説明会では、生活習慣病予防及び健康管理のための知識の普及・啓発を行った。 | 3 | A (継続) |
| | 60 | 妊婦健康診査の実施 | 安心して健康に妊娠期を過ごせるよう、妊婦健康診査受診票等を配布します。また、歯科検診の受診券も配布します。 | 健康課 | 安定した健康状態で出産を迎えてもらえるよう、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14回・子宮頸がん検診受診票1回、妊産婦歯科健診受診券1回を配布し、定期的に健診を受診してもらうことにより、健康管理及び疾患等の早期発見・治療を行えるようにした。 | 4 | B (充実) |
| | 61 | 妊産婦へのきめ細かな相談・指導の実施 | 母子健康手帳交付時や、助産師の新生児訪問などにより、リスクを伴う可能性の高い妊婦及び妊娠経過中に異常がみられる妊産婦を把握し、相談や個別指導を展開します。また、医療機関との連携を進めます。 | 健康課 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時にリスクの高い妊婦の把握を行い、妊娠期から必要な支援を行った。 ・低体重出生児や産後の育児不安や産後うつ等のあるケースは、医療機関や子育て支援室等とも連携を図り、助産師・保健師による訪問指導・個別指導等による支援を行った。 | 4 | B (充実) |
| 性に関する情報や学習機会の提供 | 62 | 性に関する正確な理解の推進 | 身体の仕組み、性感染症、望まない妊娠の防止方法、自分の身体を大切にすること、異性を尊重することなどについて、学校や保健福祉センター等で学ぶ機会を設けます。 | 教育行政課 | 小学生の頃から赤ちゃん訪問によるいのちの授業や、助産師による出前授業など実際に話を聞く機会や、養護教諭による、性教育等計画的に指導をし、正確な知識を身につけさせている。また、道徳の授業などで異性を尊重することなど学んでいる。 | 3 | B (充実) |
| | | | | 健康課 | 性感染症について、ポスター・ちらしなどによる啓発及び20歳になった市民（成人式参加者）に、冊子を配布する取り組みを行った。 | | |
| | 63 | 性感染症予防の啓発 | エイズ、淋病、クラミジアをはじめとする性感染症の予防について、学校の授業で扱ったり、ポスター・広報紙などによる啓発活動をしたりとともに、市民対象の健康教育のなかに取り入れます。 | 教育行政課 | 養護教諭や保健体育科教諭が、映像や、教材を用いて、小中学校で正しく性感染症予防についての授業を実施している。また、保健室前の掲示板等も用いポスターや自作資料で啓発活動を行っている。 | 3 | A (継続) |
| 健康課 | ポスター・ちらしなどによる啓発及び20歳になった市民（成人式参加者）に冊子を配布する取り組みを行った。 | | | | | | |

基本目標 5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

| | |
|-----------|---------------|
| 施策 5-2 | 困難に直面する男女への支援 |
| 内部評価 | |
| 進捗度 | 今後の進め方 |
| 3 | A (継続) |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|-------------------------------|-----|----------------|--|---------------------|--|-----------|--------------|
| 在住外国人 ひとり親 など家庭への 支援 | 64 | ひとり親家庭の自立支援 | 母子家庭・父子家庭に対して、手当の支給を行うとともに、愛知県の就労支援相談員による相談や、子育て支援サービスを提供するなど自立を支援します。 | こども課 | <ul style="list-style-type: none"> 母子・父子家庭等の経済的支援を行うため、児童扶養手当、遺児就学手当を支給した。 母子・父子家庭等の自立促進を行うため、自立支援給付金事業を実施した。 母子・父子家庭等の生活支援を行うため、日常生活支援事業を実施した。 | 4 | A (継続) |
| | 65 | 在住外国人への相談体制づくり | 外国人の相談について、愛知県の女性相談センターやあいち国際プラザと連携し、相談に応じます。 | こども課 健康都市推進室 | <ul style="list-style-type: none"> 差別のない外国人からの相談業務を実施した。 スムーズな相談窓口の案内ができるよう、数ヶ国語のパンフレットを常時設置した。 日本語教室のほか、愛知県国際交流会からの子育て相談室のお知らせの掲示、「使える日本語活動事例集2016」を日本語教室会へ配布して情報提供するなどした。 | 3 | A (継続) |

基本目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶【尾張旭市DV防止基本計画】

| | | |
|-----------|----------|--|
| 施策 6-2 | 被害者支援の推進 | |
| 内部評価 | | |
| 進捗度 | 今後の進め方 | |
| 3 | A (継続) | |

各事業評価

| 今後の方向性 | No. | 事業名 | 今後の方向性 | 担当課 | 28年度実施状況 | 内部評価【進捗度】 | 内部評価【今後の進め方】 |
|-------------|-----|--------------------|--|------|---|-----------|--------------|
| 一時的な保護体制の確立 | 70 | 被害者の緊急一時保護のための環境整備 | 被害者を一時的に保護するとともに、加害者から離れて自立した生活を送れるよう、入所施設の手配や就労指導などを行います。 | こども課 | ・母子生活支援施設入所中の母子世帯へ面接指導を実施した。 ・一時保護した母子が、自立した生活を送れるよう、適切な指導と支援を実施。自立までサポートを行った。 | 4 | A (継続) |
| | 71 | 関係機関との連携体制の確立 | 愛知県、児童相談所、警察などの関係機関と連携した被害者保護体制を確立します。 | こども課 | 一時保護のため、愛知県・児童相談所・警察などと、情報共有を実施した。被害者家族の安全を最優先するための連携を確立している。 | 4 | A (継続) |
| 相談・支援体制の強化 | 72 | 相談員の資質の向上 | DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や、研修の充実を図ります。 | こども課 | 相談担当者の資質向上のため、定期的に県女性センター等で開催されるDV研修に参加し、相談員の知識習得を図った。 | 3 | A (継続) |
| | 73 | 市職員に対する研修等の充実 | DVの二次被害を防ぐため、相談担当者及び関係職員に対するDVの知識の普及を図り、資質の向上に努めます。 | こども課 | 相談担当者の資質向上のため、定期的に県女性センター等で開催されるDV研修に参加し、相談員の知識習得を図った。 | 3 | A (継続) |

3 数値目標と現状数値

基本目標1 男女共同参画に関する学習・啓発

| 施策番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|------|---|------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 1-1 | 社会全体での男女の平等感 （「社会全体」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 36.2% （平成25年度） | 33.5% | — | 38.0% | 40.0% |
| 1-2 | 学校教育における男女の平等感 （「学校教育」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 80.9% （平成25年度） | 77.9% | — | 85.0% | 90.0% |
| 1-2 | 男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数 【市民活動課】 | 行政資料 | 241人 （平成25年度） | 367人 | 764人 | 260人 | 280人 |

基本目標2 家庭・地域における男女共同参画

| 施策番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|------|---|------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 2-1 | 家庭生活における平等感 （「家庭生活」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 52.6% （平成25年度） | 48.6% | — | 54.0% | 56.0% |
| 2-1 | 家事・育児参画への意識 （家事・育児に男性も参画すべきという考え方について「そう思う」と回答している人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 32.4% （平成25年度） | 28.9% | — | 36.0% | 40.0% |
| 2-2 | 地域活動の場における平等感 （「地域活動」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 64.8% （平成25年度） | 59.8% | — | 65.0% | 66.0% |
| 2-3 | 防災会議における女性委員数 ※防災会議の委員数は23人 【災害対策室】 | 行政資料 | 3人 （平成26年度） | 3人 | 5人 | 4人 | 6人 |

基本目標3 労働における男女共同参画

| 施策番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|------|--|------------------|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 3-1 | 職場における平等感 （「職場」について「平等である」と回答した人の割合） 【市民活動課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 38.6% （平成25年度） | 35.2% | — | 44.0% | 50.0% |
| 3-2 | ファミリー・サポート・センターの利用延べ件数 【こども課】 | 行政資料 | 1,526件 （平成25年度） | 1,448件 | 1,374件 | 1,700件 | 1,700件 |

基本目標4 意思決定の場における男女共同参画

| 施策番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|------|---|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 4-1 | 審議会における女性の割合 （各年4月における尾張旭市の審議会、委員会の女性委員の割合） 【人事課】 | 行政資料 | 37.5% （平成26年度） | 38.8% | 38.5% | 38.5% | 40.0% |
| 4-1 | 市の課長級以上の管理職に占める女性職員登用率 【人事課】 | 行政資料 | 12.1% （平成26年度） | 13.8% | 16.4% | 16.0% | 20.0% |
| 4-2 | 町内会長・自治会長の女性の割合 【市民活動課】 | 行政資料 | 8.4% （平成26年度） | 12.7% | 13.6% | 12.0% | 15.0% |

基本目標 5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

| 施策 番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|----------|--------------------------|------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 5-1 | パパママ教室の男性参加率 【健康課】 | 行政資料 | 29.1% (平成25年度) | 17.7% | 18.6% | 34.0% | 39.0% |
| 5-1 | 母子保健サービスに対する満足度 【健康課】 | 行政資料 | 77.7% (平成25年度) | 82.4% | — | 80.0% | 80.0% |

基本目標 6 男女間のあらゆる暴力の根絶

| 施策 番号 | 指標 | | 策定時 | 推移 | | 目標値 | |
|----------|--|------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 内容 | 把握方法 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成31年度 | 平成36年度 |
| 6-1 | DV経験のある市民の割合※ (「DVを受けたことがある」と回答した人の割合) 【こども課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 5.7% (平成25年度) | — | — | 3.0% | 0.0% |
| 6-1 | DVに関する相談窓口の認知度※ (「相談窓口を知っている」と回答した人の割合) 【こども課】 | まちづくりアンケートにおいて把握 | 47.3% (平成25年度) | 43.8% | — | 54.0% | 60.0% |

※策定時の数値は平成25年度に実施した「市民意識調査」において把握。

第2次尾張旭市男女共同参画プラン
平成28年度年次報告書
平成29年9月発行

尾張旭市市民生活部市民活動課男女共同参画係
〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600番地1
電話 0561-76-8125(直通)